

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 核物001
- (2) 請負の表示 福島県浜通り地区環境放射線研修会 一式  
(詳細は仕様書のとおり)
- (3) 請負期間 令和3年8月21日～令和3年8月26日
- (4) 請負場所 福島県双葉郡大熊町、福島県相馬郡飯館村

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先  
〒567-0047 茨木市美穂ヶ丘10-1  
国立大学法人大阪大学核物理研究センター研究協力係  
電話 06-6879-8904
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法  
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付する。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできる。
- (3) 見積書提出期限  
令和3年6月30日 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」による。

# 仕様書

## 1. 背景及び目的

大熊町および飯館村を中心にして、あらゆる学生を対象にした、環境放射線を中心に据えた総合教育プログラムを実施する。これにより、環境放射線に関して現在科学的に認められている標準的な知識を持ち、様々な問題に対して想像力を発揮できる人材を育成する。

## 2. 件名

福島県浜通り地区環境放射線実習 一式

## 3. 実施期間

令和3年8月21日（土）から8月26日（木）まで

## 4. 実施場所

大熊町、飯館村、福島第一原子力発電所、および周辺地域

## 5. 参加人数 約100名

大熊町を拠点するグループ（約40名）と飯館村を拠点とするグループ（約60名）の2体制で実施

## 6. 請負代金の支払

- (1) 受注者は、代金の請求書ならびに完了通知書（またはこれに準ずる書類）を核物理研究センター研究協力係に提出すること。
- (2) 成果払いとし、本学が完了を確認した後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

## 7. 適用法令

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準によるものとする。

## 8. 業務要件

以下の内容について、別紙日程表に基づき手配を行うこと。

### (1) 航空機の手配（大熊町35名・飯館村50名 計85名）

①8月21日 伊丹空港発 ⇒ 仙台空港着

8月26日 仙台空港発 ⇒ 伊丹空港着

②航空経路は、伊丹空港と仙台空港との間の直通便を経路とする。

③8月21日午後2時までに各宿泊場所に到着し、8月26日午後2時以降に各宿泊場所を出発しても支障のない航空券を手配すること。

④大熊町35名、飯館村50名の各グループで同一の航空機とすること。なお各グループは別の航空機でも差し支えない。

### (2) 宿泊先の手配

①大熊町を拠点とするグループは大熊町周辺市町村で宿泊し、飯館村を拠点とするグループは、福島駅周辺で宿泊すること。

②各宿泊場所は、本件実習の実行に関して、合理的であり、かつ利便性のよい立地であること。

③宿泊料金は、1泊8,500円（朝夕食除く、税金・サービス料込）以内とすること。

④部屋のタイプはシングルとすること。

### (3) 貸切バスの手配

①現地での貸切バス（大熊町・約40名、飯館村・約60名乗車）を6日間手配すること。

②大熊町・飯館村ともに大型バス2台を手配すること。（添乗員は不要）

- ③バスの利用は、旅行日の空港と宿泊先の往復、日々の宿泊先から目的地、目的地から研修会場、研修会場から宿泊先への移動などを想定している。
- ④日々の目的地等は別途調整中の詳細日程に基づき後日示すので、その詳細日程に沿って、路程、待機場所等を検討すること。

#### (4) 研修会場の手配

- ①各グループは各日とも当日の活動（フィールドワーク、施設見学等）終了後に、研修会場にて研修会の実施を予定している。（基本：17時～21時）
- ②各グループ（大熊町・約40名、飯館村・約60名）の研修グループが収容できる研修会場を確保すること。
- ③研修会場は宿泊施設内（不可能な場合はその近辺）とすること。
- ④確保日程は、以下のとおりとする。

「大熊町」

8月21日（土） 15:00～21:00

8月22日（日）～25日（水）

12:00～21:00×2日・18:00～21:00×2日（該当日未定）

8月26日（木） 9:00～12:00

「飯館村」

8月21日（土） 15:00～21:00

8月22日（日）～25日（水）

17:00～21:00×2日・18:00～21:00×1日・19:00～21:00×1日（該当日未定）

8月26日（木） 9:00～12:00

- ⑤弁当を食することが可能な会場を手配すること。

#### (5) 弁当業者の斡旋

- ①昼食は当日の活動場所、夕食は研修会場でいずれも「弁当」を予定している。
- ②以下の日程で必要個数の弁当を手配可能な業者を紹介すること。
  - 21日 夕食
  - 22日～25日 昼食、夕食
- ③弁当と飲み物を合わせて、各回1,000円（税込）とすること。
- ④弁当の支払いは、本学から当日現金にて直接配達業者に支払う。

#### 9. その他

- (1) 受注者は、参加人数の増減および旅行行程の変更等に対応すること。
- (2) 受注者は、本学の都合により発生する取消手数料、変更手数料、及び見積書との差額等について、本学に請求するものとし、また返金が生じたときは速やかに精算するものとする。
- (3) 本仕様書に記載のない事項については、本学担当者と協議を行うものとする。
- (4) 受注者は本調達を行う上で知り得た事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- (5) 本業務で発生したデータ等の使用権は全て大阪大学に帰属するものとする。

福島浜通り環境放射線実習 2021-【大熊町】グループ-予定表 (2021/6/7現在計画)

	8/21 (土)	8/22 (日)	8/23 (月)		8/24 (火)	8/25 (水)	8/26 (木)			
7:00										
8:00	●:● 伊丹空港集合	移動 (貸切バス)	移動 (貸切バス)		移動 (貸切バス)	移動 (貸切バス)	ホテルチェックアウト			
9:00	●:●-●:● (航空機) 伊丹-仙台	サンプリング 前講義	1F.見学	帰還困難区域 等.視察	※班行動  福島第一原 子力発電所 (1F)  &  帰還困難区域 等	サンプル 採取	場所未定	東日本大震災・原子力災害 伝承館	9:00集合  最後の討論	ホテル (会議室)
10:00		サンプル 採取						場所未定		
11:00	移動 (貸切バス)							講義 (山本) ※本学教員		
12:00		移動 (貸切バス)			移動 (貸切バス)					
13:00	昼食 ・ ホテル周辺 自由行動	昼食 (弁当?)	昼食 (弁当)	昼食 (弁当)	昼食 (弁当?)			昼食 (弁当)	昼食 ・ 自由行動	ホテル 周辺
14:00	ホテルチェックイン							大熊町 関係者 講話		
15:00	15:00集合	試料処理 + 測定	帰還困難区域 等.視察	1F.見学		試料処理 + 測定	ホテル (会議室)	大熊町 施設	移動 (貸切バス)	
16:00	オリエンテ ーション									
17:00										
18:00	夕食 (弁当?)	夕食 (弁当?)	夕食 (弁当?)		夕食 (弁当?)	夕食 (弁当?)		夕食 (弁当?)	●:●-●:● (航空機) 仙台-伊丹	
19:00	19:00集合	19:00集合 討論	19:00集合 討論	ホテル (会議室)		19:00集合 討論	ホテル (会議室)		伊丹空港解散	
20:00	19:00集合 討論									
21:00	終了・解散	終了・解散	終了・解散		終了・解散	終了・解散				

福島浜通り環境放射線実習 2021-【飯舘村】グループ-予定表 (2021/6/7現在計画)

	8/21 (土)	8/22 (日)	8/23 (月)	8/24 (火)			8/25 (水)	8/26 (木)
7:00				移動 (貸切バス) 7:00出発、9:00到着				
8:00	●:● 伊丹空港集合	移動 (貸切バス) 8:00出発、9:00到着	移動 (貸切バス) 8:00出発、9:00到着				移動 (貸切バス) 8:00出発、9:00到着	ホテルチェックアウト
9:00	●:●-●:● (航空機) 伊丹-仙台	サンプリング 前講義		1F見学	帰還困難区域 等.視察	※班別行動 福島第一原 子力発電所 (1F) & 帰還困難区域 等	山津見神社	山津見神社
10:00		サンプル 採取	サンプル 採取				市澤	移動 (貸切バス)
11:00	移動 (貸切バス)	サンプル 採取				講義 本学教員	最後の討論	
12:00		移動 (貸切バス)	移動 (貸切バス)		昼食 (弁当)		昼食 (弁当)	
13:00	昼食 ・ 福島駅周辺 自由行動	昼食 (弁当)	昼食 (弁当)	昼食 (弁当)			飯舘村 村長講和	昼食 ・ 福島駅周辺 自由行動
14:00	ホテルチェックイン	試料処理 + 測定	試料処理 + 測定		1F見学		飯舘村施設	
15:00	自由行動 ホテル	きこり (草野小)	きこり (草野小)	帰還困難区域 等.視察			交流会	移動 (貸切バス) 14:30出発、16:30到着
16:00	オリエンテ ーション	移動 (貸切バス) 16:00出発、17:00到着	移動 (貸切バス) 16:00出発、17:00到着				移動 (貸切バス) 17:00出発、18:00到着	
17:00		17:00集合 討論	17:00集合 討論	移動 (貸切バス) 17:00出発、19:00到着			18:00集合 討論	●:●-●:● (航空機) 伊丹-仙台
18:00	夕食 (弁当?)	夕食 (弁当?)	夕食 (弁当?)	夕食 (弁当?)			夕食 (弁当?)	伊丹空港解散
19:00		ホテル (会議室)	ホテル (会議室)	ホテル (会議室)			ホテル (会議室)	
20:00	討論	討論	討論	20:00集合 討論			討論	
21:00	終了・解散	終了・解散	終了・解散	終了・解散			終了・解散	

第2号様式

見 積 書

調達番号 : 核物001

請負の表示 : 福島県浜通り地区環境放射線研修会 一式

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所

会 社 名

氏 名

[印]

電 話 番 号

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。

※ 再度見積及び参加者不在の取扱いに係る見積書は、本様式以外のものを使用することができる。

## 請負契約書(案)

請負の表示 福島県浜通り地区環境放射線研修会 一式

請負代金額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学核物理研究センターと受注者 との間において、上記の請負業務(以下「業務」という。)について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。

第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。

第4条 業務は、受注者が別途指示する場所において、これをするものとする。

第5条 業務完了期限は、令和3年8月26日までとする。

第6条 受注者は発注者に対し、業務完了後、完了通知書またはこれに準ずる書類を、国立大学法人大阪大学核物理研究センターに送付するものとする。

第7条 請負代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第8条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第9条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

第10条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者

大阪府茨木市美穂ヶ丘10-1

国立大学法人大阪大学

核物理研究センター長 中野 貴志 印

受注者

印

## 別 紙

### 個人情報取扱の特記事項

#### (基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

#### (秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

#### (再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

#### (契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

#### (事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

#### (適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

#### (違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。